

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

秩父別町

(都道府県: 北海道)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)					
個別事業名	秩父別町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	600,000 円					
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>秩父別町においては、人口減少問題対策を推進するため「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定、令和元年度には「第2期総合戦略」を策定し、計画的な取組を進めているところである。</p> <p>秩父別町の合計特殊出生率は、2008年(平成20年)~2012年(平成24年)の5年平均で1.35であり、2013年(平成25年)~2017年(平成29年)では1.41に上昇しているが、全国平均1.43を下回っている状況である。</p> <p>一方、平成29年は空知管内で唯一人口が増加、平成30年は人口増に至らなかったが、社会増となり、少子化対策を含めた各種施策を通じて人口減少抑制に一定の成果が見られた。しかしながら、令和元年以降は再び社会減少となっている。</p> <p>「第2期総合戦略」では、2025年の総人口2,216人を維持することを目標とし、その中の基本政策の中で、「結婚・出産・子育てを安心してできるようにする」ことを柱の1つとしている。その柱を軸とした各種事業展開を行う中で、結婚・出生をさまたげる要因を取り除き、この町に住み、結婚をし、子どもを産み育て、教育を受けさせたいという環境を整備することを掲げている。</p> <p>本事業は、結婚・出生をさまたげる要因の一つである経済的負担の軽減が図られ、「結婚・出産・子育てを安心してできるようにする」の重点施策に位置づけられる。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】					
夫婦ともに町税の滞納がないこと						
2. ①申請見込世帯数	2		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳			共に29歳以下	世帯	左記以外 世帯	
【積算根拠】						
2件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 1/2(補助率) = 300千円 (2019~2020年度の40歳未満の年平均婚姻数4件であり、うち所得要件により対象となる世帯を税務担当に確認し年平均2.5件と算出した。端数処理をした2件を積算根拠とした。)						
			令和3年度 見込世帯数	1	世帯	
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	0		世帯	円		
3. 広報の実施予定						
町広報誌4月号又は5月号に1回掲載し、町民全戸(約1,000戸)に配布する。また、町公式HPIに要綱等掲載や戸籍窓口に町が作成したチラシを配架する。						

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		結婚の希望をかなえる(婚姻数)	組	7 (令和6年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.41 (2013~2017年)	
	婚姻件数	件	3 (令和2年度)	
	婚姻率	%	56.9 (令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	道ホームページで広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内の民間アパート経営事業者に対し、チラシ配架について協力いただき、対象世帯に情報提供する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。